

介護職員等特定処遇改善加算

社会福祉法人敬仁会は介護職員等特定処遇改善加算の算定対象事業所に所属する職員に対して、介護職員等特定処遇改善計画書に基づき、特定処遇改善一時金として下記の金額を支給します。

①経験技能のある介護職員

- (1) 介護福祉士であって、かつ法人内における経験年数が10年以上の職員
年額 200,000円以上 350,000円以下
- (2) 介護福祉士であって、かつ他法人の経験年数を含めて10年以上の職員
年額 150,000円以上 300,000円以下

②他の介護職員

- (1) 介護福祉士であって、①に該当しない職員 年額 20,000円以上 200,000円以下
- (2) 介護福祉の資格を有しない介護職員 年額 10,000円以上 150,000円以下

2 前項で定める特定処遇改善一時金は、毎年度5月1日に在職する職員に対し、5月中に支給するものとします。